

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第四編 賃金政策

第一章 概説

戦後の日本資本主義の再建にあたって賃金政策の果たした役割はきわめて大きかった。一八〇〇円ベース＝業種別平均賃金の策定、賃金の間接統制をねらいとした「三原則」、さらには「経済安定九原則」などはいずれも低賃金体制を維持するための直接的な国家政策であった。しかし資本蓄積がすすみ、資本主義の再建が軌道にのってから、このような国家の手による直接的な賃金政策は、一応背景にしりぞいた形であった。すなわちたちなおった個別資本が、「企業の支払能力」などをたてにとって労働組合の賃上闘争を圧伏したばかりでなく、日経連をはじめとした資本家団体は、賃金闘争に対抗する陣頭に立ち、個別資本をこぶ激励する緊密な体制ができあがった。とはいえ低賃金体制を維持する国家的賃金政策が全く消滅したとみることはできない。それは依然として、公務員、公共企業体職員の給与決定や、労働委員会の調停等の形で、間接的ながら低賃金政策のからくりをつくりあげているといつてよい。

一八〇〇円ベース＝業種別平均賃金策定の政策は、国家独占資本主義の中で大きな比重を占める官公庁労働者の賃金を統制し、民間労働者をそれに右へならえさせる意図をもったものであった。それはスト権を保持し、戦後の労働運動の先頭をきっていた官公庁の労働組合に対抗する政策であった。しかしその後官公庁労働者からスト権をはくだつし、そのかわりにこれらの労働者の賃金を決定する機構として人事院や、公共企業体の仲裁委員会などが設置された。低賃金政策を遂行する主体は、一応これらの機構に移された。

けれども低賃金政策のからくりは、複雑である。人事院や、仲裁委員会の賃金決定は、そのまま実施されるのではない。その最後の決定は国会の討議を経て政府が行うのである。したがって人事院や仲裁委員会の役割は中立的なよそおいをもち、労働者をなぐさめる役割を果している。客観的には労働者をなぐさめ(わずかばかり賃金にいろをつけて)ながらも、政府と一体となって低賃金政策をおしすすめていることはまちがいない。そしてこれらのスト権をもたない労働者の賃金水準は、民間労働者の賃金水準に強い影響を与える点では、業種別平均賃金策定の時と大きなへだたりはないのである。

なお民間労働者の賃金決定にあたって労働委員会の果たした役割が大きかったことはまえにも述べたが、その場合、C・P・S、C・P・I等の政府統計がたくみに賃金きり下げに利用されてきた。しかしこの事情をみてとった労働組合は、賃上額算定の基礎にC・P・SやC・P・Iを使うことをやめ、これらの政府統計にはげしい攻撃を加えた。このことは単に政府統計の攻撃といういみにとどまらず、政府の賃金政策にたいする闘争でもあった。政府はついに、C・P・Iの改正をよぎなくされ、賃金政策の面で若干の後退をせざるをえなくなったのである。

右にのべた諸点を、以下具体的な事実を通じて明らかにしよう。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
